

猛暑もようやく一段落し、行楽シーズンにさしかかった頃、一本の電話が鳴りました。「はい、が鳴りました。」「はい、こちら企業の労働110番です」

番です」

電話の主は、ある製造

ばならない状態になりました。これを理由に内定を取消すことはできますか」と恐る恐る質問をされました。

会社が労働者を採用す

る場合、①会社からの労働者の募集、②これに対する労働者の応募、③会社からの採用内定の通知とい

う過程があります。「企業からの募集に対し、労働者が応募したのは、労働契約の申込みであり、これに対する労働者の募集に対し、労働者が応募したのは、労働契約の申込みであります。」



内定期間は、まだ勤務をしていないものの、雇用関係は成立しているので、内定を取消すことは解雇するという言葉に値します。従つて、採用内定取消し事由は、「客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認する」という言葉に値します。

内定期間は、まだ勤務をしていないものの、雇用関係は成立しているので、内定を取消すことは解雇するという言葉に値します。従つて、採用内定取消し事由は、「客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認する」という言葉に値します。

合理性が十分にあり、企業がその整理解雇を避けるために努力をしたうえで、法律上妥当と認められた場合には、現在働いている従業員の整理解雇よりも先に、まず働いている従業員の整理解雇が認められます。但し、

内定期間には、現存する場合には、現在働いている従業員の整理解雇よりも先に、まず働いている従業員の整理解雇が認められます。但し、

内定期間には、まだ勤務をしていないものの、雇用関係は成立しているので、内定を取消すことは解雇するため知ることができず、また知ることが期待できないような事実であり、「さらに客観的に合理的と認められ、社会通念上相当とは認されるもの」に限られます。内定期間中はまだ働いてないとはいえ、労働契約は交わされていて、労働者が大きな不利益が出ないよう、解雇に値するような厳しい判断基準が設けられています。採用内定取消しは、解雇同様、細心の注意を払って行う必要があります。

採用内定を前提に、前職を退職していることを考へると、労働者側が被る不利が大きいことから、経営的な事情を理由とする場合であっても、合理性・相

当性の判断がよくなり一層厳しくなります。入社日までの内定期間中の採用内定取消しにおいては、もちろん内定時間は、もちろん内定時間に交わしている誓約書等における取消し事由も判決の基準とされるので、内定時の誓約書を交わすことは欠かせません。し

業の人事ご担当者からでした。「実は、当社では11月から1名中途採用することを決めていました。ところが業績が悪化し、現在働いている従業員さえも減らしていくしかねれ

20 判決）  
（最高裁二小 昭54・7・  
つまり、入社日までの

限られると判断されます。ご質問の内容では「採用内定取消しが可能となるのか」ということです。が、会社側の業績悪化で現在働いている従業員さえも整理解雇しなければならないという必要性

日頃の何気ない疑問が労働トラブルの回避となります。労働トラブル未然防止のためにも「企業の労働110番」（☎052-961-7110）をぜひご活用下さい。